

長野県多文化共生推進指針 2020（案）

（長野県多文化共生推進指針改定）

<目次>

知事あいさつ

I 指針改定の趣旨

- 1 指針改定の趣旨
- 2 位置づけ
- 3 改定方法

II 指針改定の背景

- 1 県の状況
- 2 前回指針策定以降の国等の動向

III 課題

IV 改定の方向性・展開

- 1 基本目標
- 2 施策目標
- 3 施策体系
- 4 施策の柱と主な施策の展開
- 5 各主体の役割

V 資料編

- ・外国人の状況（国籍別、在留資格、年齢別）
- ・アンケート結果等

VI 検討会構成員名簿

今回未添付

(知事あいさつ)

I 指針改定の趣旨

1 指針改定の趣旨

長野県は、72 か国・地域の参加を得て、冬季オリンピック・パラリンピックを成功裏に開催した歴史を有し、四季折々に優れた観光資源に恵まれ、平成 30 年（2018 年）は海外から 108 万人の観光客をお迎えするなど、世界的な山岳高原リゾートとしての魅力にあふれています。

一方、長野県に暮らす外国人は 35,500 人を数え、年々減少する人口の中で、確実にその存在感を高めています。折しも、政府では平成 30 年（2018 年）12 月に出入国管理及び難民認定法を改正し、新たな在留資格「特定技能」を創設することで、外国人労働者の受入れ拡大へと政策の舵を大きく切りました。これにより、我が国はもとより、長野県に暮らす外国人はますます増加することが予想されます。

これまでの長野県多文化共生指針に基づく取組は、ともすれば、外国人を支援する対象ととらえ、日本人社会に外国人を迎え入れることを主眼としていました。長野県は高齢化の進展が早く、また人口減少も進んでいるため、外国人の活力をこれからの地域づくりに活かすことなしに、長野県の持続的な発展は望めません。世界的平和の祭典である冬季オリンピック・パラリンピックを成功させ、多くの外国人観光客を迎えてきた長野県は、県民一人ひとりが外国人と共生していくための素地が十二分にあると確信しています。

長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン 2.0」でも、政策推進の基本方針の一つとして、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を掲げ、県民が互いに尊重しつつ支え合うことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる社会を目指すこととしています。

そこで、現在の多文化共生推進指針を見直し、国籍を問わず地域住民が多文化共生の社会づくりに向かって学びを重ね、共にこれからの地域社会を創造する、「しんしゅう多文化共生新時代」を創造することを基本目標とした、新たな長野県多文化共生推進指針を策定することとします。

2 本指針の位置づけ

本指針は、地域の持続的発展を目指すSDGsの観点から踏まえた新5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」を推進するための関連計画とし、多文化共生社会の実現に向けて県組織が部局横断的に取り組むべき施策の方向性を示すものです。

また、県内企業の人材確保や働き方改革に向けた対策を検討するため、平成30年度から開催している「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」において、外国人材の受入れも含めた「就業促進・働き方改革基本方針（仮称）」を定めることとしています。その中で、今後実施する具体的な取組については、「外国人材の円滑かつ適正な受入れに関するアクションプラン（仮称）」を作成するため、本指針と同プランに基づき、県として多様な主体と連携・協働しつつ、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

3 改定方法

今回の改定にあたり、学識経験者、関係団体、市町村、外国人で構成する「長野県多文化共生推進指針改定検討会」において4回にわたる議論を重ねる中で、様々なご意見や今後の方向性に係るご示唆をいただきました。

また、県民を対象としたアンケート調査、自治体及び日本語教室を対象としたアンケート調査、パブリックコメントなど、幅広い方々からのご意見を頂戴したところです。

県では、新たな指針の策定に当たり、こうしたご意見等を最大限尊重しました。

今後は、本指針で示した取組の状況を毎年度公表するとともに、これを検証し、翌年度以降の取組の改善につなげます。

なお、本指針は期限を定めることなく、社会情勢の変化等により、適宜柔軟に見直しを行うこととします。

☑ SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは？

2015年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。「だれひとり取り残さない」(No one will be left behind)を理念に、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生可能エネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靱(きょうじん)なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全など17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット(達成基準)から構成されています。

経済・社会・環境の課題を統合的に解決することをめざす、SDGs達成に向けた取組が先進国・開発途上国を問わず始まっています。

長野県は、SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs未来都市」として、平成30年6月、他の28自治体とともに、全国で初めて選定されました。

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)の推進に当たり、世界的な課題であるSDGsを意識し、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに取り組むとともに、SDGsの理念を信州から世界に発信しています。



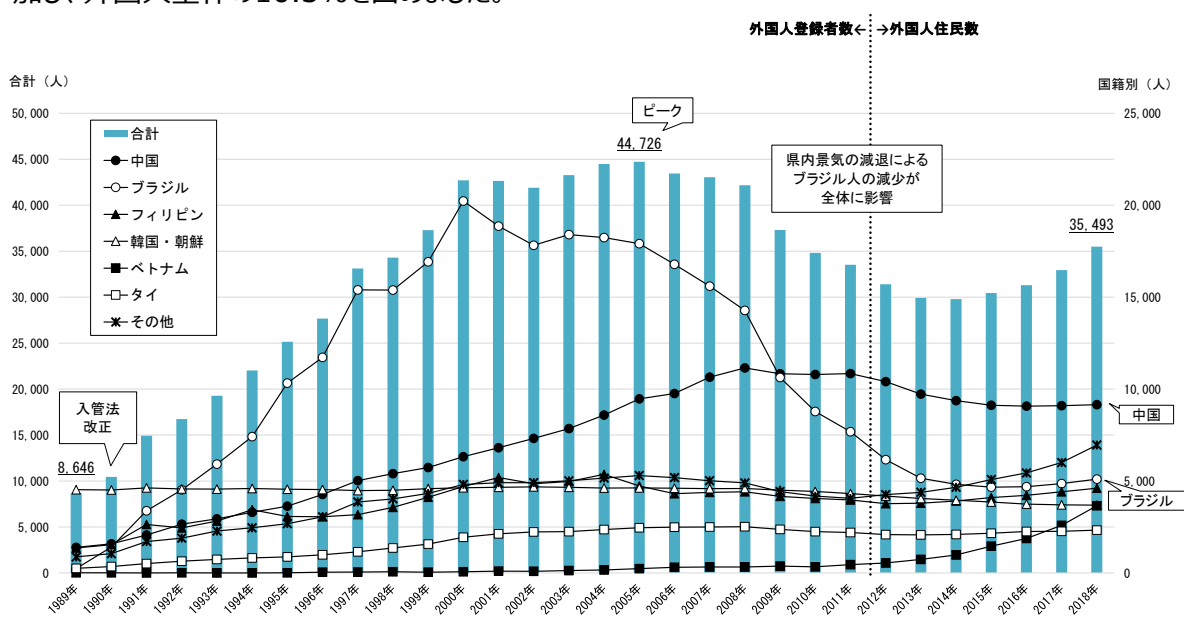
II 指針改定の背景

1 県の状況

県内で生活する外国人は、平成2年（1990年）の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人の増加により、平成17年（2005年）に44,726人とピークを迎えたものの、リーマンショックの影響による県内景気の減退により減少傾向が続きました。前回の指針について検討を行った平成26年（2014年）の外国人数は、近年で最も少なく29,789人でしたが、翌年から4年連続で増加しており、平成30年（2018年）には35,493人で、人口に占める割合は約1.7%となりました。

国籍別では、中国が最も多く9,150人（外国人全体の25.8%）、次いでブラジル5,104人（同14.4%）、フィリピン4,612人（同13.0%）と続いています。ブラジルが中国に次いで多く、製造業が盛んな本県の特徴となっています。

なお、近年ではベトナムが増加傾向にあり、平成30年（2018年）では、対前年比3,651人と著しく増加し、外国人全体の10.3%を占めました。



区分	外国人登録者数 ← → 外国人住民数																	構成比
	2002年 (H14)	2003年 (H15)	2004年 (H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	
中国	7,321	7,849	8,583	9,467	9,762	10,649	11,146	10,835	10,791	10,846	10,403	9,727	9,368	9,124	9,072	9,096	9,150	25.78%
ブラジル	17,818	18,400	18,242	17,911	16,789	15,595	14,278	10,632	8,777	7,679	6,160	5,154	4,822	4,663	4,692	4,856	5,104	14.38%
フィリピン	4,854	4,973	5,359	4,731	4,307	4,386	4,415	4,162	4,048	3,967	3,765	3,795	3,911	4,101	4,221	4,419	4,612	12.99%
韓国・朝鮮	4,684	4,657	4,618	4,628	4,612	4,582	4,589	4,505	4,432	4,314	4,181	4,052	3,953	3,857	3,742	3,705	3,690	10.40%
ベトナム	88	131	162	234	305	320	326	374	336	456	545	740	980	1,457	1,875	2,587	3,651	10.29%
タイ	2,231	2,248	2,358	2,457	2,489	2,497	2,515	2,370	2,251	2,201	2,083	2,073	2,094	2,162	2,258	2,267	2,331	6.57%
その他	4,909	5,012	5,160	5,298	5,185	5,015	4,899	4,426	4,179	4,058	4,261	4,383	4,661	5,079	5,441	6,007	6,955	19.60%
合計	41,905	43,270	44,482	44,726	43,449	43,044	42,168	37,304	34,814	33,521	31,398	29,924	29,789	30,443	31,301	32,937	35,493	100.00%

2018（H30）年6月末 全国計 2,637,251人
（法務省在留外国人統計より）

※ H23(2011)年未までは「外国人登録者数」（市町村の外国人登録者数を集計した数値）

H24(2012)年末からは「外国人住民数」（市町村の住民基本台帳上の外国人人口を集計した数値）

※ 当資料の数値は県国際課の集計であり、出国記録等によって調整された法務省「在留外国人統計」の数値とは差が生じている。

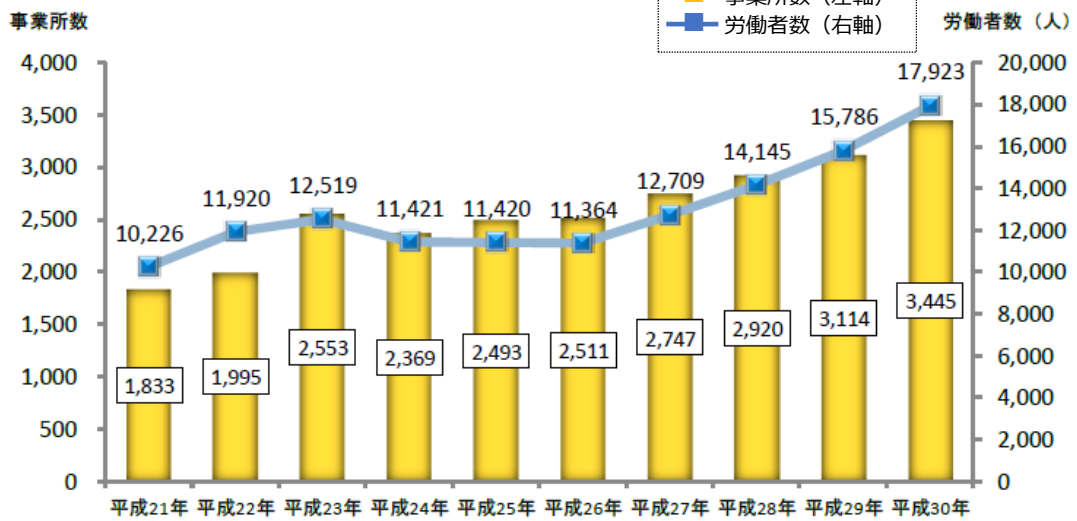
○市町村別外国人住民数及び総人口に占める割合

平成30年（2018年）12月末現在 長野県国際課調べ
（単位：人）

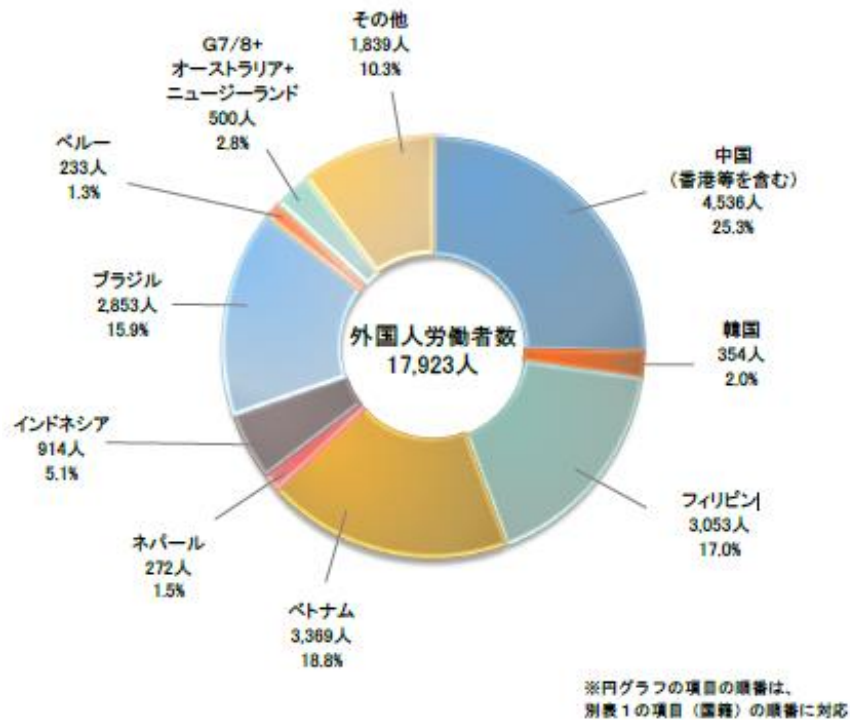
No.	市町村	H30. 12. 31現在 外国人住民数 (a)	H30. 12. 31現在 総人口 (b)	割合 (a) / (b)	No.	市町村	H30. 12. 31現在 外国人住民数 (a)	H30. 12. 31現在 総人口 (b)	割合 (a) / (b)
1	上田市	4,111	158,111	2.60%	41	松川町	118	13,272	0.89%
2	松本市	3,961	239,635	1.65%	41	豊丘村	118	6,733	1.75%
3	長野市	3,799	377,967	1.01%	43	原村	117	8,003	1.46%
4	飯田市	2,282	101,836	2.24%	44	松川村	113	9,763	1.16%
5	伊那市	1,752	68,310	2.56%	45	高山村	107	7,109	1.51%
6	安曇野市	1,285	97,800	1.31%	46	信濃町	97	8,433	1.15%
7	諏訪市	1,279	49,824	2.57%	47	佐久穂町	85	11,164	0.76%
8	塩尻市	1,226	67,364	1.82%	48	池田町	80	9,838	0.81%
9	佐久市	1,181	99,219	1.19%	49	飯綱町	68	11,180	0.61%
10	白馬村	971	9,447	10.28%	50	上松町	66	4,540	1.45%
11	茅野市	900	55,104	1.63%	51	中川村	56	4,932	1.14%
12	箕輪町	813	25,050	3.25%	52	大桑村	54	3,735	1.45%
13	岡谷市	811	49,862	1.63%	53	小布施町	53	11,004	0.48%
14	千曲市	779	60,772	1.28%	54	長和町	52	6,122	0.85%
15	小諸市	758	42,464	1.79%	55	喬木村	50	6,391	0.78%
16	中野市	712	44,683	1.59%	56	小海町	48	4,651	1.03%
17	駒ヶ根市	633	32,834	1.93%	57	阿南町	44	4,639	0.95%
18	須坂市	617	50,849	1.21%	58	下條村	39	3,776	1.03%
19	軽井沢町	569	20,389	2.79%	59	筑北村	35	4,576	0.76%
20	大町市	515	27,668	1.86%	60	木島平村	30	4,766	0.63%
21	東御市	474	30,259	1.57%	61	青木村	28	4,398	0.64%
22	坂城町	467	15,074	3.10%	61	朝日村	28	4,586	0.61%
23	辰野町	402	19,703	2.04%	63	泰阜村	25	1,637	1.53%
24	御代田町	357	15,568	2.29%	64	木祖村	23	2,913	0.79%
25	南箕輪村	317	15,496	2.05%	65	南木曾町	22	4,411	0.50%
26	宮田村	287	9,097	3.15%	66	北相木村	16	1,277	1.25%
27	下諏訪町	260	20,228	1.29%	67	天龍村	15	1,290	1.16%
28	飯島町	254	9,489	2.68%	68	南相木村	14	1,010	1.39%
29	山ノ内町	234	12,511	1.87%	68	王滝村	14	761	1.84%
30	飯山市	227	21,112	1.08%	68	麻績村	14	2,753	0.51%
31	富士見町	217	14,589	1.49%	71	小川村	13	2,607	0.50%
32	野沢温泉村	205	3,730	5.50%	71	栄村	13	1,854	0.70%
33	南牧村	172	3,125	5.50%	73	根羽村	11	912	1.21%
34	山形村	161	8,771	1.84%	73	生坂村	11	1,754	0.63%
35	阿智村	146	6,442	2.27%	75	大鹿村	9	1,008	0.89%
36	小谷村	138	2,981	4.63%	76	売木村	4	552	0.72%
37	木曾町	137	11,169	1.23%	77	平谷村	2	414	0.48%
38	高森町	135	13,148	1.03%		合計	35,493	2,100,926	1.69%
39	川上村	130	3,950	3.29%					
40	立科町	127	7,312	1.74%					

※総人口 (c) は一部H31. 1. 1現在。

○外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



○国籍別外国人労働者の割合



出典：長野労働局,長野県における「外国人雇用状況」の届出状況 (平成30年10月末現在)

長野県の外国人労働者数も増加傾向にあり、平成30年(2018年)10月末現在、17,923人で前年比13.5%、2,137人増加と、過去最高を記録しました。

国籍別では、中国が最も多く4,536人(外国人労働者全体の25.3%)、次いでベトナム3,369人(同18.8%)、フィリピン3,053人(同17.0%)と続いています。特に、ベトナムは前年比40.2%と著しく増加しています。

2 前回指針策定以降の国等の動向

日本で暮らす外国人は、近年、増加傾向にあります。平成30年（2018年）末には過去最高の約273万人*¹（前年比6.6%、約17万人の増加）を記録し、日本の総人口に占める割合は、約2.1%となりました。その中で長野県は、全国で18番目となっています。

国籍別では、中国が最も多く76万4千人余（外国人全体の28.0%）、次いで韓国（44万9千人余（同16.5%）、ベトナム33万人余（同12.1%）と続いています。特に、ベトナムは前年比26.1%と著しく増加しています。

外国人労働者数も増加傾向で、平成30年（2018年）10月末現在、約146万人*²で前年比14.2%、約18万人増加しました。長野県は、全国で17番目となっています。

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している外国人留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等があげられています。

* 1…資料：法務省,H30在留外国人数 * 2…資料：厚生労働省,外国人雇用状況

○平成27年3月以降の国の動き

平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正入管難民法施行 在留資格の整備 「技術」「人文知識・国際業務」の一本化等
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習機構の設立 改正入管難民法施行 在留資格「介護」の新設 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行 優秀な実習実施者・監理団体に限定し、技能実習生受入れ期間を5年に拡大
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」閣議決定 外国人材の受入れ拡大 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」閣議決定 地方における外国人材の活用 改正入管難民法成立 「特定技能」創設 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」策定
平成31年 令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> 改正入管難民法施行 「特定技能」運用開始 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」決定 日本語教育推進法成立・施行 日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務を明記 基本方針の策定その他施策の基本となる事項を規定

Ⅲ 課題の抽出

指針改定にあたり、「長野県多文化共生推進指針改定検討会」で出された意見や、県民を対象としたアンケート調査等を踏まえ、課題の抽出を行いました。

1 多文化共生の意識づくり

- 県民の多文化共生意識の浸透
- 発信方法の工夫
- 多文化共生に係る優良事例の共有
- 県民が自主的・主体的に活躍する場づくり

● 検討会での主な意見

- ・県民の多文化共生の意識づくりが進んでいない
- ・各自治体での多文化共生の取組が必要
- ・偏見や差別の解消、人権意識を高めていく取組もあっていいのではないか
- ・生涯学習における多文化共生の取組が不足している

2 外国人児童生徒等への日本語教育支援

- 日本語教育の充実（支援のための財政的・人的支援の増、専門家の育成）
- 進学、就職への支援
- 保護者への日本語教育
- 不就学への対応

● 検討会での主な意見

- ・教育人材・人員が不足している
- ・日本語教育や異文化理解などの専門の教員や専門家の養成が必要
- ・小学校段階から進学を前提とした学業の定着及び進学・キャリア・就労支援が重要
- ・保護者が日本語を十分に理解できないため、学校とコミュニケーションがとれない例がある

3 地域における日本語教育支援

- 日本語教育の充実（支援のための財政的・人的支援の増、専門家の育成）
- 地域の日本語教育の担い手育成（国・県・市町村・事業者・NPO等の役割分担）
- 地域の日本語教室との連携強化

● 検討会での主な意見

- ・日本語教室の運営主体は主にボランティアであり、体制が脆弱
- ・日本語教室の新たな担い手が不足している
- ・日本語教室において、学習者同士の交流・情報交換の場としての機能は大切
- ・日本語教室に実習生が増加している。教室に企業のサポートが必要

4 行政情報提供・相談の多言語化

- 多国籍化に伴う多言語化
- やさしい日本語の普及と活用
- 市町村における多言語対応の推進
- 相談連携先（学校、病院、国等関係機関）との連携強化と多言語化

● 検討会での主な意見

- ・多国籍化しており、現状提供している言語のみでは対応できていない
- ・多言語化の限界。多言語対応しきれていない。
- ・住民への情報提供に「やさしい日本語」に取り組んでいる

5 就労環境等の整備

- 事業者の多文化共生に対する意識改革
- 事業者と地域との連携

● 検討会での主な意見

- ・労働現場でも多言語での対応が必要になってきている
- ・労働現場での人権尊重、労働法規の順守にも課題があるのではないか
- ・働く視点と暮らしの視点とが、ばらばらにならない取組が必要ではないか

6 医療受診の支援体制

- 医療機関への協力の働きかけ
- 医療費未払防止
- 医療問題の生活者と観光客の差異化
- 医療機関の多言語化と負担の在り方
- 医療保険制度の周知
- 医療通訳の育成と紹介派遣システムの構築（担い手と費用負担の在り方）

● 検討会での主な意見

- ・受診者が医療費未払時の医療機関の対応
- ・生活者と観光客とを分けて議論するべきではないか
- ・医療通訳システムの検討（広域での取組、医療機関との連携、費用負担の在り方）

7 防災関係

- 外国人への災害情報の提供の在り方
- 発災時の体制づくり

8 住宅関係

- 外国人への住宅支援の在り方

● 検討会での主な意見

- ・外国人が家を借りる時の入居拒否などは、全国共通の課題

9 役割分担と連携体制

- 関係団体の役割分担の整理、連携強化、見える化
- 各自治体の共生施策につなげる取組
- 外国人住民の意見を聞く仕組みづくり

● 検討会での主な意見

- ・国・市町村・NPO 等の関係団体の役割を整理した上で、連携強化が必要
- ・関係機関の協働が重要。一方通行では共生は成り立たない
- ・各自治体での共生施策につなげるような取組が必要
- ・外国人の皆さんから意見を聞く仕組みづくりが必要

10 多文化共生推進のための基本法

- 多文化共生推進のための根拠法令の必要性

● 検討会での主な意見

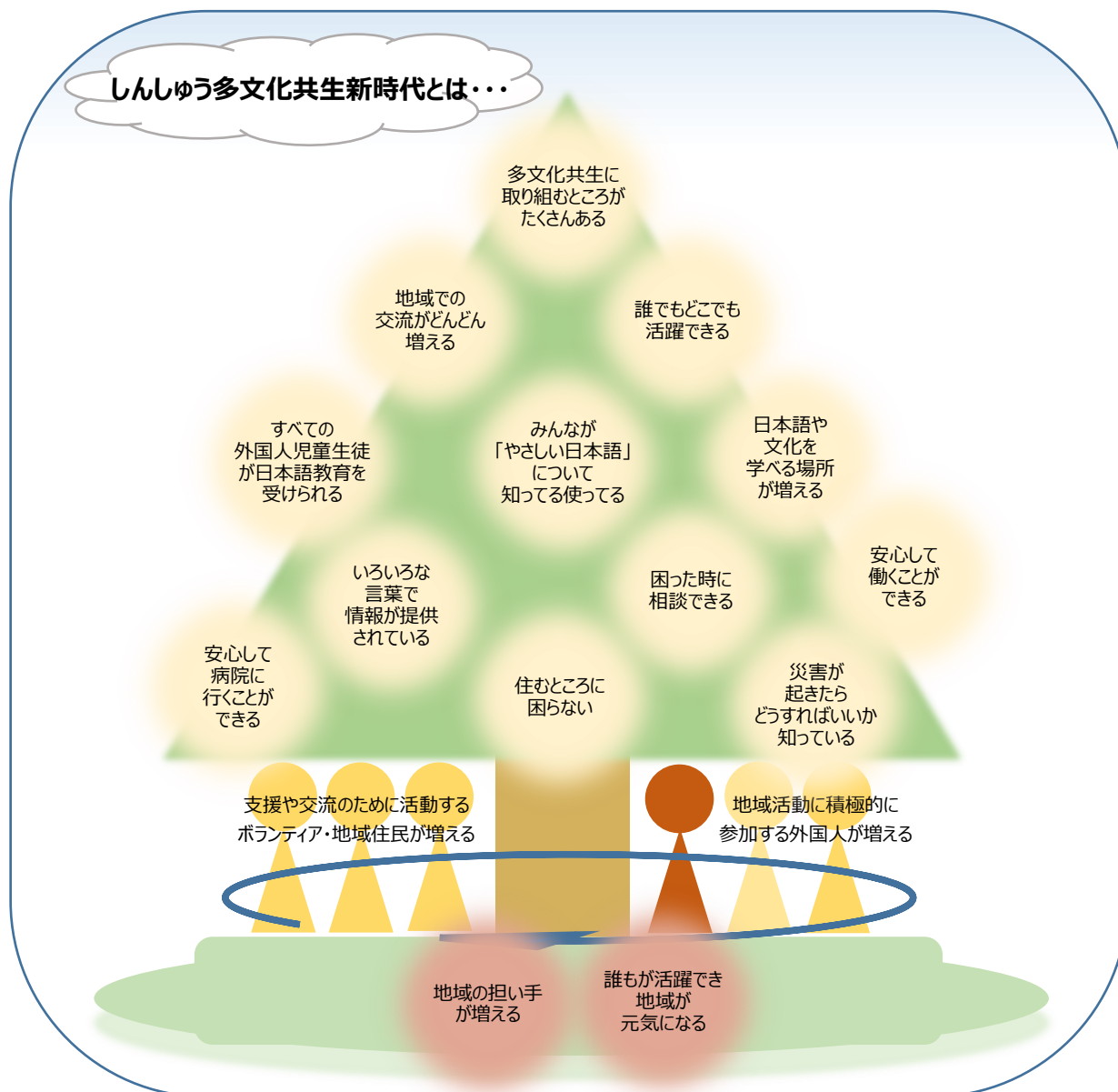
- ・多文化共生推進に伴う課題の根本的な解決策として、国が体制整備すべきではないか
- ・国として、多文化共生に係る基本法の制定が必要ではないか
- ・基本法で全てが解決する訳ではないが、現場で活動していると限界を感じる
- ・基本法の制定を国へ要望することは大事なことだと思う
- ・多文化共生に係る社会的なコストを明確化する必要がある

IV 改定の方向性・展開

1 基本目標

共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代*

*しんしゅう多文化共生新時代とは・・・国籍や生活習慣の違いを受け止め、共に学び、共に地域の活力を創造する社会



上図は、わたしたちが目指す社会のイメージを示しています。

多文化共生の地域づくりは、県民一人ひとりの思いによって実現すると考えます。

どのような社会を目指すのか、皆がイメージを共有して取り組むことが大切です。

地域に暮らす外国人が安心して働き、教育を受け、必要な医療を受けることができる。そうした社会を創造することは、活力ある持続可能な地域社会を目指すうえで欠かすことのできない視点です。

そのためには、日本人住民と外国人住民が地域を創るパートナーとして、お互いの国籍や文化の違いを受け止め、尊重する。そのうえで、共に学び、共に活躍できる多文化共生社会の実現を目指します。

2 施策目標

しんしゅう多文化共生新時代の実現に向け、3つの施策目標を掲げます。

施策目標の実現にあたっては、外国人にとって最も身近な自治体である市町村や関係団体の役割も重要です。様々な主体と連携し、多文化共生の社会の実現を目指します。

多様性を活かした持続可能な地域づくり

多様性を認め合い、尊重する「多文化共生」の意識を醸成し、日本人住民と外国人住民が共に支え合って協力し、誰もが活躍し、自己実現できる活力ある持続可能な地域づくりを目指します。

(施策の柱)

【重点施策】多文化共生モデル地域の創出と発信

地域住民の自立的・主体的活動の推進

外国人等の活躍・交流活動の推進

学びとコミュニケーションによる地域づくり

日本語指導を必要とするすべての児童生徒が、適切な日本語教育*¹を受けることができる。

また、地域の外国人は地域社会に溶け込むために日本語を学ぶことができる。地域住民は、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」を学ぶことができる。活発なコミュニケーションにより、互いの理解が深まる地域づくりを目指します。

(施策の柱)

【重点施策】外国人児童生徒等の日本語教育の充実

【重点施策】地域における日本語教育の充実

やさしい日本語の普及

誰もが暮らしやすい地域づくり

外国人が「確かな暮らし」を営むために、より充実した生活支援により、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(施策の柱)

情報の多言語化

相談体制の充実

就労環境等の整備

生活環境整備（医療・住宅・防災等）

* 1 「日本語教育」という表記について

本指針で表記する「日本語教育」とは、日本語教育語教育推進法第2条「この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。」に準じるものとします。

3 施策体系

長野県多文化共生推進指針2020

【基本目標】 共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代

*しんしゅう多文化共生新時代とは・・・国籍や生活習慣の違いを受け止め、共に学び、共に地域の活力を創造する社会

施策目標	重点事業	施策の柱	主な施策
多様性を活かした持続可能な地域づくり	○	多文化共生モデル地域の創出と発信	1 多文化共生モデル地域からの情報発信
			2 多文化共生意識の浸透
			3 外国人に関する人権教育や啓発
		地域住民の自立的・主体的活動の推進	4 支援や交流のために活動するボランティアの確保
			5 地域における多文化理解の推進
			6 交流活動の支援・連携・協働の実施
		外国人等の活躍・交流活動の推進	7 グローバル人材・留学生等の活躍支援
			8 活躍している外国人のPR
			9 地域活動への参加の促進
学びとコミュニケーションによる地域づくり	○	外国人児童生徒等の日本語教育の充実	10 外国人児童生徒等の日本語教育の充実
			11 不就学を防ぐ取組、就学機会の確保
			12 就学・進学・就職への支援
			13 多文化共生の視点に立った教育の充実
	○	地域における日本語教育の充実	14 地域における日本語教育の支援
			15 地域の日本語教育の担い手の養成
			16 日本語教育等人材バンクの設立
		やさしい日本語の普及	17 地域への普及
			18 学校への普及
19 事業者への普及			
誰もが暮らしやすい地域づくり		情報の多言語化	20 多言語化の推進
			21 翻訳・通訳者の紹介、派遣
		相談体制の充実	22 多言語相談窓口の充実
			23 市町村への支援
			24 就労のための日本語学習の支援
		労働環境の整備	25 職場内共生の推進
			26 企業に対する相談体制の充実
			27 外国人が働きやすい就労環境整備
			28 医療受診体制づくりの促進
		生活支援 (医療・住宅・防災等)	29 保健・福祉・介護分野での支援
			30 住宅確保のための環境整備
31 防災知識の普及、災害対策の充実			
多文化共生推進体制の整備 (多様な主体との連携体制の構築)			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携促進による多文化共生の推進 ・国内他地域との連携による知見の共有 ・国への多文化共生基本法制定の働きかけ

4 施策の柱と主な施策の展開

4 施策の柱と主な施策の展開では、
 (・) 各施策の目指すべき方向
 (○) 県の取組
 について記載しています。

多様性を活かした持続可能な地域づくり

施策の柱①

[重点]
多文化共生モデル地域の創出と発信



●めざす姿●

多文化共生に取り組むところがたくさんある

主な施策① 多文化共生モデル地域からの情報発信 (国際課)

- 多文化共生の取組や意識を広げるため、共に認め合い、協力し合い、活躍できる活力ある持続可能な地域づくりが必要です。
- 県では、多文化共生の地域づくりを推進するため、先駆的な日本語教室（日本語と文化を学ぶことができ、地域住民との交流の場の役割を担う教室のこと。）を設置し、多文化共生に積極的に取り組む市町村を「モデル地域」として指定し、重点的に支援します。
 また、その地域づくりの過程における好事例を、積極的に発信します。県が様々な事例を発信することにより、その自治体だけでなく、県内の他の市町村及び県民への多文化共生の意識を広げます。

主な施策② 多文化共生意識の浸透 (国際課、農村振興課、心の支援課)

- 多文化共生の意識づくりのためには、様々な主体が積極的に情報発信や啓発活動を行い、広く多文化共生意識の浸透を図り、深化させることが大切です。
- 県では、多文化共生推進月間である7月に重点的に広報啓発を行います。取組の一つとして、各世代への多文化共生の意識づくりのため広くポスターを募集し、入選作品を県内に巡回展示します。
 また、年間を通じ、講座等を開催するとともに、マスメディアやSNSを積極的に活用した情報発信を行います。

多文化共生推進月間ポスター

平成30年度、令和元年度は、「岡学園トータルデザインアカデミー」学生作品



平成29年度



平成30年度



令和元年度

主な施策③ 外国人に関する人権教育や啓発 (人権・男女共同参画課、農村振興課、心の支援課)

- 国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人が持つ多様性を受け入れることで、地域住民の異文化理解が進み、国際感覚が育まれ、世界に開かれた地域社会が形成されます。
- 県では、長野県人権政策推進基本方針に基づき、日常生活、学校、職場などのあらゆる場面において外国人への偏見や差別意識が解消され、外国人がいきいきと生活することができるよう人権教育や啓発を行います。

関連計画

長野県人権政策推進基本方針 (人権男女・共同参画参画課)

長野県×長野美術専門学校 人権ポスターデザインプロジェクト (人権・男女共同参画課)

「人権が尊重される長野県」を目指し、長野美術専門学校の実践的な授業科目「デザインラインゼミ」と連携し、人権ポスターを制作しています。学生が人権課題をテーマとしたポスターのデザインに取り組むことにより、学生の人権感覚の醸成を図るとともに、制作したポスターの発表及び展示を通じて、県民の人権意識の高揚を図っています。

<平成 29 年度作品>



ふれあう

息を合わせ、心を通わせることで言葉の壁をなくすことができます



いただきます

お互いの違いを知り、文化を受け入れることが大切です



素通り

あつ、困っている外国人がいる
そう思いつつ見ないふりをしていますか？
言葉がわからないからですか？
見た目が違うからですか？
それだけで本当に助けられないのですか？



●めざす姿●

地域での交流がどんどん増える

主な施策④ 支援や交流のために活動するボランティアの確保 (国際課)

- ・ 自立的・主体的に外国人の支援や交流を行う人が増えることで、地域での多文化共生の取組が活発になり、持続可能な活動の輪が広がります。
- 県では、ボランティア（無償）でこうした活動を担う、「地域共生コミュニケーター」の登録を増やすとともに、コミュニケーターの活躍の場を広げます。

主な施策⑤ 地域における多文化理解の推進 (国際課、文化財・生涯学習課)

- ・ 日本人住民と外国人住民はお互いが地域を支える一員であり、お互いの文化や生活習慣などの理解を深めるため、多文化共生への理解のための学びの取組は大切です。
- 県では、地域の拠点を利用した学習・交流活動につながるよう、公民館等へ好事例を紹介します。

主な施策⑥ 交流活動の支援・連携・協働の推進 (国際課、次世代サポート課)

- ・ 地域での多文化共生の取組を広げるためには、様々な主体が目的を共有し、自主的に、または、連携・協働して活動を行うことが重要です。
- 県では（公財）長野県国際化協会等の関係機関と連携し、多文化共生事業を実施します。
また、地域の国際交流関係 NPO における活動など、様々な主体が行う取組が活発に行われるよう、県内はもとより全国での先進的な取組事例を、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で広く周知するとともに、事例共有の場を提供します。

コラム 2

松本国際ふるさと祭り こいこい松本



●めざす姿●

誰でもどこでも活躍できる

主な施策⑦ グローバル人材・留学生等の活躍支援

(私学振興課、労働雇用課、農村振興課、
学びの改革支援課)

- ・ 社会のあらゆる分野で、個人や地域が世界と直接つながるグローバル化が急速に進んでいることから、国際的感覚を持ち、世界につながる力を持った人材の育成が重要となっています。

また、高度な知識や技術を持った留学生等の外国人は、日本社会への理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めています。多くの外国人が県内で就職し、国籍に関わらず能力を最大限に発揮して活躍できることは、地域の活力にもつながります。

- 県では、グローバルな視野を持ち、地域で幅広く活躍することができる人材の育成を行うため、海外での学習機会や海外人材との交流機会の創出に努めます。

また、留学生等の外国人や留学生と企業との出会いの場の提供や、日本での就職を希望している留学生等の外国人への在留資格変更手続きの支援、労働慣行等に関する労働教育の実施など、県内での就職を支援します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）

主な施策⑧ 活躍している外国人のPR（国際課、農村振興課）

- ・ 外国人の活躍を支援するためには、外国人の発想を活かした地域づくりや、活躍している分野について積極的に発信していくことが必要です。

- 県では、外国人がより活躍できる社会を作るため、外国人コミュニティ等と積極的に意見交換し施策に活かします。

また、多文化共生の推進に顕著な功績が認められる外国人について積極的に表彰を行い、活躍を支援します。

その他、外国人が活躍している様々な分野について、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で積極的に情報発信するとともに、事例共有の場を提供します。

主な施策⑨ 地域活動への参加の促進（国際課）

- ・ 安心安全な地域社会を形成する上で、外国人を孤立から防ぐ取組が求められます。

そのためには、外国人自らが積極的に地域活動に参加するとともに、地域社会としても外国人と率直に話すことができ、活動にも参加しやすい雰囲気を作り出すことが必要です。

- 県では、外国人が積極的に地域活動に活動する好事例を収集して紹介するなど、県内の取組の活発化に努めます。

また、長野県多文化共生相談センターのホームページ等で積極的に情報発信するとともに、情報共有の場を提供します。

コラム3

地域で活躍する外国人消防団員

写真

コラム4

公民館活動への参加

写真

コラム5

モスクをきっかけにした地域活動への参加

写真

施策の柱

[重点]

外国人児童生徒等の日本語教育等の充実



●めざす姿●

すべての外国人児童生徒が日本語教育を受けられる

主な施策⑩ 外国人児童生徒等の日本語教育の充実（義務教育課、高校教育課、学びの改革支援課）

- ・ 次世代を担う全ての外国人児童生徒等が、能力を最大限に発揮し活躍するために、良質で多様な学びの機会を確保することは重要であり、その前提として日本語教育の充実が求められます。
 なお、外国人の学びを推進する上で、幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭において使用される言語の重要性に配慮することが必要です。
- 県では、外国人児童生徒等の日本語教育のため、日本語指導を行う教員の配置や、学校内での日本語教室の設置などを行うとともに、日本語指導が必要な全ての児童生徒等が日本語教育を受けられるよう、体制の充実に努めます。
 また、外国人児童生徒等への指導における資質向上を図るため、日本語指導を行う教員の研修を充実します。

関連計画 第3次長野県教育振興基本計画（教育委員会）

主な施策⑪ 不就学を防ぐ取組、就学機会の確保（義務教育課）

- ・ 不就学を防ぐためには、小学校、中学校への入学や編入時の丁寧な対応により、就学不明の子どもをつくらないことが重要です。
 また、学齢期を超えて来日した等の理由で日本語学習の機会が必要な人に対しては、未来に希望が持てるような教育環境の整備が必要です。
- 県では、市町村と連携し、不就学・就学不明の子どもをなくす取組を支援するとともに、夜間中学の設置の必要性について検討します。

主な施策⑫ 就学・進学・就職への支援（国際課、義務教育課、高校教育課）

- 県では、外国人児童生徒等が進学・就職を希望する場合は、その能力・意欲に応じて将来を見通した就学、進路指導が行われるよう、支援を進めます。
 また、（公財）長野県国際化協会が企業等と連携して実施している「サンタ・プロジェクト（就学支援事業）」を通じ、外国人学校に通う児童生徒や、地域の日本語教室の運営を支援します。

主な施策⑬ 多文化共生の視点に立った教育の充実（私学振興課、高校教育課、学びの改革支援課、心の支援課）

- 県では、学校現場において、帰国児童や外国人児童生徒、海外につながる児童生徒等と共に学ぶことや各教科での学習等を通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野を持って異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てます。

コラム6

多文化共生の学校づくり

コラム7

サンタ・プロジェクトとその意義（ANPI）

写真

コラム8

母国語教室紹介（ANPI）

写真

施策の柱

[重点]
地域における日本語教育の充実



●めざす姿●

日本語や文化を学べる場所が増える

主な施策⑭ 地域における日本語教育の支援 (人権・男女共同参画課、国際課、私学振興課、地域福祉課)

- ・ 外国人が地域で暮らし、地域で活躍するためには、日常生活、学校、職場のどの場面においても、一定の日本語能力が必要です。

また、令和元年6月には、日本語教育推進法が施行され、国、地方自治体、事業者のそれぞれの責務が明記されました。地方自治体は、「基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方自治体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。」とされました。

なお、地域の日本語教室は約6割がボランティアで運営されており、財政的・人的にも脆弱な状況です。

- 県では、地域の日本語教室の持続的運営や、多文化共生の拠点としての機能強化に向けて、アドバイザーの派遣やボランティア紹介などを行います。

また、新たに日本語教室の設置を希望する市町村等を支援します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）

主な施策⑮ 地域の日本語教育の担い手の養成 (国際課)

- ・ 地域の日本語教育を持続的に運営していく上で、将来にわたる担い手の確保が大きな課題となっています。

- 県では、日本語教育指導の一定の知識を備えつつ、外国人と地域をつなぎ、共生を支援する役割を担う「日本語交流員」を養成することで、日本語教室の持続的運営や機能強化を支援します。

主な施策⑯ 日本語教育等人材バンクの創設 (国際課)

- 県では、日本語教育人材、日本語交流員、日本語教室、日本語教育機関等を登録し紹介する人材バンクを創設し、それぞれの主体と連携しながら、地域や企業等での日本語教育の体制を支援します。

コラム 9

日本語交流員養成講座（県国際課）



写真

コラム 10

日本語教育の総合的な体制づくり（県国際課）

施策の柱

やさしい日本語の普及



●めざす姿●

みんなが「やさしい日本語」について 知ってる 使ってる

主な施策⑰ 地域への普及（国際課、地域福祉課）

- ・ 災害時だけでなく、平時にも外国人にわかりやすく情報を伝えることのできる「やさしい日本語」を広く県民に周知することが必要です。
- 県では、県内の日本語教育機関と連携して、県民及び県内自治体職員を対象とした研修会を開催し、日常生活における「やさしい日本語」の普及・活用を図ります。

主な施策⑱ 学校への普及（国際課、学びの改革支援課）

- ・ 学校からの日本語による連絡を理解することが難しい児童生徒や保護者に対して、内容が十分伝わるよう配慮することが必要です。
- 県では外国人児童生徒等への日本語教育の初期指導、また、保護者に対して学校への理解を深めるためのコミュニケーション手段の一つとして、学校教育現場の「やさしい日本語」の普及を図るための研修を実施します。

主な施策⑲ 事業者への普及（国際課、食品・生活衛生課、労働雇用課）

- 県では、職場における共生や多文化共生の意識づくりのため、企業向けセミナーや企業訪問等を通じ、企業内でのコミュニケーション手段として、「やさしい日本語」の普及を図ります。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）

コラム 11

やさしい日本語について



●めざす姿●

いろいろな言葉で情報が提供されている

(広報県民課、税務課、くらし・安全消費生活課、国際課、こども・家庭課
児童相談・養育支援室、次世代サポート課、地域福祉課、食品・生活
衛生課、道路管理課、県警)

主な施策⑳ 多言語化の推進

- ・ 外国人に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、また、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習など、外国人が安心・安全に暮らし、地域で活躍するためには、行政情報や生活情報を正しく理解してもらうことが重要であり、情報提供にあたっては、できるだけ外国人がわかる言語で提供することが求められます。
- 県では、生活ガイドブック、消費生活相談、交通安全における広報啓発、わかりやすい案内標識、県公式ホームページへの多言語翻訳機能の追加など、情報発信に係る多言語化を推進します。
また、市町村や関係機関における多言語化を進めるため、連携会議を設置します。
なお、多言語化には限界もあることから、「やさしい日本語」の活用についても進めていきます。

主な施策㉑ 翻訳・通訳者の紹介、派遣 (国際課)

- ・ 日本語に不慣れな外国人が、相談機関へ出向いたり、情報提供や支援を必要とする場面では、翻訳・通訳者を必要とすることがあるため、外国人が安心して翻訳・通訳者の紹介を受けることができる体制づくりは重要です。
- (公財) 長野県国際化協会では県と協力して翻訳・通訳者の募集を行い、登録者の紹介を行っていきます。

施策の柱


相談体制の充実



●めざす姿●
困った時に相談できる

主な施策⑳ 多言語相談窓口の充実 (国際課、地域福祉課、労働雇用課)

- ・ 県内にお住まいの外国人が安心して生活できるよう、様々な言語で相談を受けることができる体制を整備することが必要です。
また、そのことが外国人に長野県の生活環境の良さをアピールすることにもつながります。
- 県が設置する「長野県多文化共生相談センター」においては、多言語で相談に応じるとともに、適正な相談先につなぐことで、外国人の安心・安全な生活を支援します。
また、外国人がどこでも相談できる体制づくりのため、県内巡回相談を実施します。

2019.10.1 OPEN! 長野県多文化共生相談センター概要		
	☎ 026-219-3068 080-4454-1899	
	所在地	もんぜんぷら座3階(長野市新田町 1485-1)
	ご利用可能日	第1・3水曜日を除く平日(月～金)、第1・3土曜日
	ご利用可能時間	10:00～18:00
	対応言語	15言語 中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、ベトナム語、タイ語、英語、インドネシア語、スペイン語、ネパール語、マレー語、ミャンマー語、フランス語、クメール語、ドイツ語
	ホームページ URL	https://www.naganoken-tabunka-center.jp/

主な施策㉑ 市町村への支援 (国際課)

- ・ 市町村は、外国人にとって最も身近な住民サービスの提供機関であることから、市町村の外国人相談窓口の新規設置及び機能の充実が必要です。
- 「長野県多文化共生相談センター」では、相談対応マニュアルの提供やアドバイザーの派遣などを通じて、市町村窓口の設置及び拡充について支援します。
また、外国人住民相談を行う市町村の相談員に対し、必要な情報提供、研修会等を行い、窓口の機能向上を支援します。

コラム 12

外国人相談窓口から見えること



●めざす姿●

安心して働くことができる

主な施策⑳ 就労のための日本語学習の支援（労働雇用課）

- ・ 外国人が安心・安全に働くためには、職場での十分なコミュニケーションが必要で、そのためには一定の日本語能力が求められます。
また、職場で活躍するためには、ビジネスレベルの日本語能力の習得が必要です。
- 県では、企業が外国人労働者や実習生向けに行う日本語教育について、日本語教師の紹介など、円滑な実施を支援します。
また、企業が外国人労働者や実習生に対し、日本語を学ぶ場として地域の日本語教室を紹介する場合には、その日本語教室の運営支援について、企業に呼びかけます。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）

主な施策㉑ 職場内共生の推進（労働雇用課、農村振興課）

- ・ 外国人に対する国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別がない職場環境をつくるためには、違いをお互いが理解し、尊重することが大切です。
- 県では、企業において適切な就労環境が提供されるよう、職場内の多文化共生について、セミナー等、機会を捉えて呼びかけます。

関連計画 長野県人権政策推進基本方針（人権・男女共同参画課）
就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）

主な施策㉒ 企業に対する相談体制の充実（労働雇用課、農村振興課）

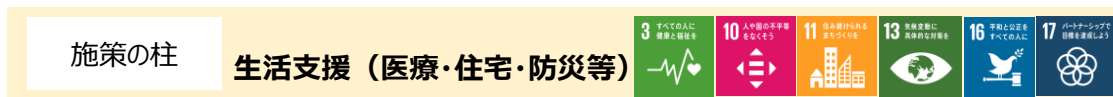
- ・ 企業が外国人労働者や実習生を適切に受入れるにあたっては、法令順守と多文化共生の意識が重要です。このため、外国人労働者や企業に対して適切な情報提供やアドバイスを実施するための相談体制を充実させる必要があります。
- 県では、関係機関と連携し、外国人の就業機会を確保するとともに、雇用主である企業が外国人の雇用を行う場合の、相談体制を整えます。
また、各種相談窓口の利用を促進するため、企業や労働者等に対して周知を図ります。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）

主な施策㉓ 外国人が働きやすい就労環境整備（労働雇用課、農村振興課）

- ・ 職場において、外国人労働者や実習生がいきいきと働いてもらうためには、職場環境の整備や家族的な処遇、日常的なコミュニケーションが重要で、企業や関係団体の適正な取組が求められます。
- 県では、関係機関と連携し、相談窓口やセミナー等において、適切な労務管理や法令順守等が図られるよう、企業に対してきめ細かな指導を行います。
また、先進的な取組や活躍事例を収集、発信することで、企業の受入れを支援します。

関連計画 就業促進・働き方改革基本方針（仮称）（労働雇用課）



●めざす姿●
 安心して病院に行くことができる
 住むところに困らない
 災害が起きたらどうすればいいか知っている

主な施策⑳ 医療受診体制づくりの促進（医療推進課、国民健康保険室、薬事管理課、国際観光推進室）

- ・ 医療は、生命と密接に関係することから、外国人が安心して暮らす上で、欠かすことのできない重要な分野です。
 県内のどの地域でも、安心して適切な医療が受けられるためには、外国人がわかる言語で診療や説明が行われる体制づくりが急務です。
 また、医療を受ける際には、在住外国人と訪日外国人では制度が異なることを周知するとともに、外国人と医療機関の双方が納得して医療の提供が行われることが重要です。特に医療を受ける際には、在住外国人は国民健康保険等の公的医療保険、訪日外国人は旅行保険に適正に加入していることが必要です。
- 県では、外国人がわかる言語で医療を受けることができる体制づくりを進めるとともに、外国語対応が可能な医療機関や薬局の情報について広く周知します。
 また、在住外国人に向けては、日本の医療保険制度の仕組みについて、関係機関と連携して周知を図るとともに、訪日外国人についても、旅行保険の加入について広く呼びかけます。

主な施策㉑ 保健・福祉・介護分野での支援（保健・疾病対策課、地域福祉課、介護支援課）

- ・ 日本の保健・福祉・介護制度について、制度自体への理解が必要な外国人がいることから、制度の周知を図ることが必要です。
- 県では、機会を捉え、日本の保健・福祉・介護制度について周知を図るとともに、生活で困った場合の相談先について広く周知します。

主な施策㉒ 住宅確保のための環境整備（建築住宅課、公営住宅室）

- ・ 外国人が安心して生活するためには、生活の拠点となる住居が必要です。
 外国人が賃貸住宅等に円滑に入居するために、日本の住宅情報や住宅に関する慣習、システム等の情報を、わかりやすく提供することが必要です。
- 県では、外国人等が住居を借りる場合の支援策について検討するとともに、住宅情報の周知を図ります。

主な施策㉓ 防災知識の普及、災害対策の充実（危機管理防災課、国際課、国際観光推進室）

- ・ 災害を知らない外国人も多くいることから、平常時から外国人に対する防災教育、訓練、防災情報の提供を行うことが必要です。
 また、緊急時には、多言語による各種気象警報の伝達や避難誘導のほか、避難所では外国人への配慮が行われる仕組みづくりが重要です。
- 県では、災害時においては、わかる言語での情報提供に努めるほか、外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の活用について、普及を図ります。
 また、災害多言語支援センターの立ち上げについて市町村に引き続き周知を図るとともに、外国人向け防災対策講座及び災害時の支援訓練を継続して実施します。

関連計画 地域防災計画（危機管理防災課）

5 各主体の役割

多文化共生の推進体制の整備 ～多様な主体との連携体制の構築～

多文化共生社会を実現するためには、それぞれの役割を踏まえ、連携を図ることが必要です。そこで、各主体の役割分担を明確にするとともに、推進体制の整備を進めていきます。

●ねらい●

関係機関の連携促進による多文化共生の推進
国内他地域との連携による知見の共有
国への多文化共生基本法制定の働きかけ

各主体の役割

1 県

- ・ 県内における多文化共生を推進するため、「長野県多文化共生推進指針2020」を策定し、指針に基づく施策を部局横断的に推進します。
- ・ 指針普及に努めるとともに、指針に沿った取組が県内に広がるよう、市町村、関係機関等の多様な主体との連携を強化します。
- ・ 多文化共生の先導役として、積極的な広報及び情報提供に努めます。
- ・ 県組織の多言語化に努めるとともに、職員に「やさしい日本語」の研修を行うなど、「外国人にやさしい県庁」を目指します。
- ・ 多文化共生の推進は国全体で体系的に進めていくことが必要であることから、機会を捉え、関係省庁に対して多文化共生に係る基本法の制定や各自治体が実施する施策に必要な財源措置等を要望します。
- ・ 外国人が多く居住する地域（愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、名古屋市）で構成する「多文化共生推進協議会」などを通じて事例を共有し、県内の多文化共生施策に活かすとともに、構成地域とともに、国に対して支援策の充実等について要望活動を行います。

2 市町村

- ・ 外国人にとって最も身近な自治体であり、行政サービスの提供者であることから、多文化共生の地域づくりにあっては、特に重要な実施主体です。
- ・ 各市町村の実情を踏まえつつ、生活支援策、日本語教育等、外国人が日常生活を営む上で必要な施策に積極的に取り組み、多文化共生の地域づくりに努めることが必要です。
- ・ 情報を多言語で提供することを検討するとともに、「やさしい日本語」を使い、外国人に伝わりやすい情報提供を行うことが必要です。

3 教育機関（小学校・中学校・高等学校）

- ・ 次世代を担う全ての外国人児童生徒等に対し、日本語教育を行うことが重要です。
- ・ 不就学を防ぐ取組を行うとともに、就学・進学・就職に配慮した取組が必要です。
- ・ 児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度について分かりやすく説明するとともに、学校からの連絡事項が十分に伝わるよう配慮が求められます。

4 関係機関

- ・ 経済団体にあつては、各企業が外国人労働者や実習生の人権を尊重し、労働関係法令を遵守して適正な雇用を行うための取組が求められます。
- ・ 労働団体にあつては、外国人労働者や実習生の人権や権利が守られ、それぞれの職場で日本人と外国人が気持ちよく働けるための労働環境整備を経営者に要求するとともに、労使一体となって進めることが求められます。
- ・ (公財)長野県国際化協会は県内の多文化共生・国際交流事業推進の中核的な立場であることから、県と共に県内の多文化共生を進めるための施策に積極的に取り組むことが重要です。
- ・ 地域の国際交流団体においては、地域の多文化共生を推進するため、関係機関と連携した交流イベントの実施や地域の実態に即した様々な取組を行うことが期待されます。

5 地域の日本語教室

- ・ それぞれの地域や学習者などの実情に応じた日本語学習の機会の提供に努めることが重要です。
- ・ 持続可能な運営に向け、県の支援等を活用し、担い手の確保に努めることが必要です。
- ・ 日本語学習だけでなく、文化が学べる場としての活動等により、学習者と地域をつなぐ多文化共生の拠点としての役割が期待されます。

6 大学・専門学校等

- ・ 多文化共生を担う人材を育成するとともに、多文化共生に関する調査研究、施策立案への支援等、行政等と連携した取組みが望まれます。
- ・ 県や市町村等が実施する多文化共生施策への積極的な協力が期待されます。
- ・ 大学や日本語教育機関などに在籍する留学生が、地域に溶け込めるよう支援することが望まれます。

7 企業

- ・ 外国人労働者や実習生が職場で活躍できるよう、人権を尊重するとともに、労働関係法令を遵守することが求められます。また、安全で働きやすい職場環境の確保が必要です。
- ・ 外国人労働者や実習生への日本語教育の機会の提供や労働相談、地域で共生するための生活ガイダンスなどを積極的に行うことが重要です。
- ・ 外国人労働者や実習生とコミュニケーションを取るにあたっては、わかる言語や「やさしい日本語」の使用により、情報が伝わるよう工夫することが必要です
- ・ 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努めることが必要です。

8 外国人を含む全ての県民

- ・ 多文化共生の地域づくりの主役として、一人ひとりの取組が重要です。
- ・ 全ての県民が、生活、学校、企業などの様々な場面で、それぞれの国籍や文化の違いを尊重し理解して生活することが望まれます。
- ・ また、全ての県民が学びを通して主体的に活躍できる、活力ある持続可能な社会を実現するための意識をもつことが期待されます。
- ・ ボランティアなどの機会を捉え、地域に多文化共生の取組を広げることが望まれます。

9 国

- ・ 多文化共生に係る基本法を早期に制定し、国を挙げて多文化共生社会の実現に取り組むことが求められます。
- ・ 多文化共生施策に関する速やかな情報提供、総合的対応策に掲げた施策の速やかな実施、地方自治体に対する適切な財政支援等を行うことが望まれます。

コラム 13

多文化共生社会基本法とは

山脇啓造明治大学教授によれば、「多文化共生社会基本法」の目的は、人権尊重や社会参画、国際協調といった多文化共生の基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策の推進体制を整備することにあります。基本法の制定によって、国と自治体、企業や市民団体等との連携・協働が進み、地域社会の取り組みが一層効果的なものとなることが期待されます。

平成 30 年（2018 年）10 月には、日本弁護士連合会が、「外国人受入れについての基本方針を定める法律（仮称『多文化共生法』）を制定するとともに、これらの施策の実施を所管する省庁（仮称『多文化共生庁』）を設置する」ことを求める宣言を発表しました。また、令和元年（2019 年）8 月には、指定都市市長会が、内閣府及び法務省に対して、「共生の概念をはじめ、国・地方自治体・事業者等の役割分担、政策までを包括した、施策実施の根拠となる基本的法律を整備すること」を提言しました。